

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度 (2022年度)
計画主体	小清水町

小清水町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：小清水町役場産業課農業振興係

所在地：斜里郡小清水町元町2丁目1号1番

電話番号：0152-62-4474

FAX番号：0152-62-4198

メールアドレス：nourinmgr@town.koshimizu.hokkaido.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラス、ユキウサギ、アライグマ、アメリカミンク
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）
対象地域	小清水町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度（2020年度））

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害面積	被害金額
エゾシカ	小麦	37.6ha	11,592 千円
	大豆	18.5ha	4,863 千円
	ビート	81.5ha	30,766 千円
	小豆	1.4ha	927 千円
	馬鈴薯	50.3ha	19,506 千円
	人参	3.0ha	2,999 千円
	小計	192.3ha	70,653 千円
	ヒグマ	ビート	3.8ha
	小麦	0.4ha	97 千円
	馬鈴薯	0.5ha	277 千円
	デントコーン	11.0ha	294 千円
	小計	15.7ha	2,266 千円
キツネ	小麦	0.6ha	53 千円
	大豆	1.0ha	66 千円
	ビート	5.5ha	2,682 千円
	馬鈴薯	1.2ha	282 千円
	小豆	0.02ha	13 千円
	人参	1.0ha	560 千円
	玉ねぎ	0.1ha	422 千円
	小計	9.4ha	4,078 千円
ドバト・キジバト	小麦	1.0ha	882 千円
	大豆	0.2ha	145 千円
	小豆	0.2ha	152 千円
	小計	1.4ha	1,179 千円

ハシブト・ハシボソ カラス	ビート	2.8ha	945 千円
	大豆	0.1ha	3 千円
	玉ねぎ	0.1ha	352 千円
	かぼちゃ	0.3ha	600 千円
	小計	3.3ha	1900 千円
ユキウサギ	大豆	0.3ha	197 千円
	ビート	2.4ha	687 千円
	牧草	0.2ha	82 千円
	小計	2.9ha	966 千円
アライグマ	不明	不明	不明
アメリカミンク	不明	不明	不明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカは、シカ侵入防止策の補修や嵩上げなどにより、農地等への侵入を防止しているが、常に防護柵の周辺を歩き侵入できる箇所を伺っており、倒木や冬期間などにより破損した箇所から侵入しているため、依然として農作物の被害が発生している。

また、防護柵の設置が困難な河川などからも侵入するため、河川付近の農地も多くの被害が発生している。特に沢沿いや山林が多い神浦・上徳・共和・水上地区において被害が多く発生している。

ヒグマは、近年個体数の増加が注目されており、本町においても近年目撃情報が多くあり、個体数は増加していると思われる。また、防護柵を乗り越えたり、防護柵の下の土を掘るなどして侵入するため、乗り越える際に破損などした場合、エゾシカの侵入にもつながってしまう。特に沢沿いや山林が多い神浦・上徳・共和・水上地区等において出没及び被害が発生しており、ビート、小麦、デントコーン畑で被害が拡大している。

ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラスは、町内全域に生息しており、農作物の生育期間に被害が発生しているほか、年間を通じて子牛等が襲われるなど被害が発生している。

ユキウサギは、農作物の生育期間に山沿いの神浦・上徳・共和地区等において被害が発生している。

アライグマ、アメリカミンクは、生育・被害状況は不明であるが、アライグマは近隣市町で生息が確認されているため、今後被害の発生が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	被害面積	197.5ha	177.8ha
	被害金額	74,545 千円	67,090 千円
ヒグマ	被害面積	15.7ha	14.1ha
	被害金額	2,265 千円	2,039 千円
キツネ	被害面積	8.6ha	7.7ha
	被害金額	4,079 千円	3,671 千円
ドバト・キジバト	被害面積	1.5ha	1.4ha
	被害金額	1,179 千円	1,061 千円
ハシブト・ハシボソカラス	被害面積	3.3ha	3.0ha
	被害金額	1,900 千円	1,710 千円
ユキウサギ	被害面積	2.9ha	2.6ha
	被害金額	966 千円	870 千円
アライグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アメリカミンク	被害面積	—	—
	被害金額	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣の捕獲要請 対象鳥獣のパトロール及び捕獲 射撃技術講習会の実施 新規狩猟免許取得に係る一部費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会員の高齢化と担い手不足 夜間の出没（柵内への侵入） 集落、住民意識と自己防衛
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵の点検 破損した防護柵の補修 防護柵設置部分の枝払い及び草刈 	<ul style="list-style-type: none"> ヒグマについては、通常の防護柵では農地への侵入を防ぐことができない。 積雪やヒグマにより破損した防護柵の金網や支柱の修繕。

生息環境管理その他の取組	・農地周辺雑木林刈り払い	・集落、住民意識と自己防衛
--------------	--------------	---------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

関係機関等と被害情報の共有化を図り、対象鳥獣の個体を減少させるなど適切な方策を講じ、引き続き農畜作物被害の削減に努めるとともに、新たな猟友会員の確保や人材育成・捕獲技術向上など、捕獲体制を含めた連携強化を図る。

また広域的な対応が必要となる場合は、近隣町と連携を図り、被害防止に向けた効果的な対策を講ずる。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施するとともに、銃器及びくくり罠による捕獲体制を強化する。

エゾシカについては、鳥獣被害対策実施隊による銃器及びくくり罠での捕獲実施に加え、外部団体への委託による囲いわなでの捕獲を実施する。

また、ヒグマやエゾシカ等はライフル銃による捕獲が有効なため、ライフル銃の所持許可を受けている鳥獣被害対策実施隊員については、必要に応じライフル銃による捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 (2022年度)	エゾシカ ヒグマ キツネ ドバト・キジバト ハシブト・ハシボソカラス ユキウサギ アライグマ アメリカミンク	・くくり罠の設置 ・囲いわなの設置 ・捕獲技術向上研修会 ・新規狩猟免許取得に要する費用 の一部助成
令和5年度 (2023年度)	同上	同上
令和6年度 (2024年度)	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、農地等に侵入する個体数の減少がみられなく、農業被害も依然として高いため、状況を勘案しながら捕獲数を設定する。 ヒグマについては、出没及び被害が発生した場合にのみ捕獲するため、捕獲数は設定しない。 その他の鳥獣については、過去の捕獲実績に基づき、関係機関と協議のうえ設定する。 アライグマ、アメリカミンクについては、生息を確認した時点で防除実施計画に基づき、計画的に捕獲数を検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
エゾシカ	250	250	250
ヒグマ	—	—	—

キツネ	120	120	120
ドバト・キジバト	200	200	200
ハシブト・ハシボソ カラス	200	200	200
ユキウサギ	10	10	10
アライグマ	—	—	—
アメリカミンク	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカの捕獲は、年間を通じて銃器・罠により実施。銃器については小清水町一円で実施。くくり罠による捕獲は、出没状況を勘案しながら設置。囲いわなによる捕獲は、町営牧場にて外部団体への委託により実施。</p> <p>ヒグマの捕獲は、出没及び被害が発生した場合に銃器・罠により実施。</p> <p>キツネの捕獲は、年間を通じて銃器・罠により小清水町一円で実施。</p> <p>ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラスの捕獲は、4～9月に銃器により小清水町一円で実施。</p> <p>ユキウサギの捕獲は、5月～6月に銃器により小清水町一円で実施。</p> <p>アライグマ、アメリカミンクの捕獲は、生息を確認した時点において実施。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ヒグマやエゾシカ等はライフル銃による捕獲が有効なため、出没情報や被害状況に応じ、ライフル銃による捕獲を実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第

4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
エゾシカ	状況に応じて検討する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
斜里警察署小清水駐在所	住民等への啓発、立入・交通規制
北海道猟友会小清水支部 小清水町鳥獣被害対策実施隊	捕獲及びパトロールの実施
小清水町農業協同組合	農作業中における事故防止のための注意喚起 対象鳥獣の目撃情報等の収集

小清水町役場	対象鳥獣の捕獲指示、関係機関との連絡調整
--------	----------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

銃器及びくくり罠により捕獲した個体や残滓は、小清水町一般廃棄物処理施設において埋設処理する。
困いわなにより捕獲した個体は、民間のエゾシカ生態捕獲施設へと生体搬出するが、生体搬出困難な個体については、小清水町一般廃棄物処理施設にて埋設処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小清水町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小清水町農業協同組合	協議会の運営、被害防止施策の実施 農作物被害取りまとめ
小清水町鹿侵入防止柵設置協議会	協議会の運営、被害防止施策の実施 鹿防護柵施設維持管理
北海道猟友会小清水支部	協議会の運営、被害防止施策の実施 捕獲及びパトロール等の実施
小清水町役場	総括的な協議会の運営、被害防止施策の実施 有害鳥獣捕獲の指示等、関係機関との全体調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
オホーツク総合振興局	被害防止対策への指導・助言 有害鳥獣捕獲許可等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊委員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措

置に関する法律第9条第3項に規定する者とし、小清水町長が任命する。
関係機関と連携し、本町の被害防止計画に基づく被害防止対策を適切に実施する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。